

安定器等・汚染物の処理体制の整備に関する経緯

平成 13 年 7 月 PCB 廃棄物特別措置法が施行

平成 15 年 4 月 国の PCB 廃棄物処理基本計画 策定

○安定器等・汚染物について

- ・早急に処理の体制を検討し、今後の処分量等を見込むこととする。
- ・安定器については、大量に保管されている地域の処理体制の整備に着手。それ以外については、今後の技術開発の状況を踏まえつつ、安定器以外の汚染物等と合わせてより効率的な処理ができるよう、処理体制の整備を検討

○各事業所における計画

- ・東京事業：処理対象物として安定器を位置づけ
- ・北九州事業：第 2 期工事で、高圧トランス等以外のものの処理を検討

ア. 東京事業所は、八王子での事故もあり、安定器のみであっても早期処理に着手することが必要な状況であったため、「安定器等・汚染物」のうち、安定器のみ、当初から計画に位置づけられていた。

イ. それ以外の地域については、安定器以外の汚染物と合わせて処理を行うため、技術開発の状況を踏まえつつ、処理体制の整備を検討することとされた。

ウ. 北九州事業所については、比較的早い段階から北九州市や環境事業団における検討が進んだこともあり、最初の計画策定時点から「高圧トランス等以外のもの」の処理を第 2 期工事で行うこととされていた。

エ. 北海道室蘭市においては、平成 14 年に「PCB 廃棄物処理施設に対する室蘭市の基本的な考え方」において、安定器についても処理対象物として位置づけられていた。

オ. この頃、近畿地域においても、安定器等・汚染物の処理施設の立地に向け、技術的検討が行われたが、立地は具体化せず。

平成 17 年 11 月 東京事業所が開業

アスファルト充てん型の安定器処理に困難があること、また、安定器処理が施設全体に負荷をかけ高圧トランス・コンデンサの処理に遅れを生じさせることから、現在、受入りを停止している

平成 18 年 3 月 国の PCB 廃棄物処理基本計画の改定

- 安定器等・汚染物について
 - ・早急に処理の体制を検討
 - ・汚染物等については、技術的蓄積が進み、安全かつ効率的に処理できる状況にある。
- 各事業所における計画
 - ・東京事業：処理対象物として安定器を位置づけ
 - ・北九州事業：第 2 期工事処理対象として、“汚染物等”※を位置づけ

(※) ここでいう“汚染物等”とは、安定器、小型電気機器、その他汚染物を含む。

平成 19 年 10 月 国の PCB 廃棄物処理基本計画の改定

- 安定器等・汚染物について
 - ・早急に処理の体制を検討
 - ・汚染物等※を処理の対象物の中心として整備を進める。
- 各事業所における計画
 - ・東京事業：処理対象物として安定器を位置づけ
 - ・北九州事業：第 2 期工事処理対象として、“汚染物等”※を位置づけ
 - ・北海道事業：増設工事処理対象として、“汚染物等”※を位置づけ

平成 21 年 7 月 北九州事業所プラズマ溶融分解設備 1 号機の操業開始

安定器等・汚染物の処理が始まる。

(溶融分解設備 2 号機は平成 24 年 1 月に操業開始)

現在、北海道事業所 増設施設（プラズマ溶融分解設備）の建設中

平成 25 年操業開始の予定